

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>0 . 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">0 - 4 銀行台帳及び行政報告</div> <p>0 - 4 - 1 銀行台帳 <u>財務局管内の地方銀行について銀行台帳（別紙 1、1 - 2 参照）を 6 月末日現在にて作成するものとする。</u> <u>なお、銀行台帳の写 1 部を 7 月末日までに監督部長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合にも遅滞なくその写 1 部を提出するものとする。</u></p> <p>0 - 4 - 2 行政報告</p> <p>(1)~ (11) (省 略)</p> <p>(12) 銀行法第24条に基づく報告徴求命令（1 - 2 検査終了後のフォローアップに係る命令を除く）</p> <p>(13) <u>施行規則第35条第 1 項第17号から第22号及び第31号に係る届出の受理</u></p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>0 . 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">0 - 4 個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告</div> <p>0 - 4 - 1 個別銀行に関するデータベースの整備 <u>地域銀行（地方銀行、第二地方銀行をいう。以下同じ。）に関するデータベースについては、別紙様式（別紙 1 参照）により毎年 6 月末日現在にて整備の上、同様式で指示する事項については 7 月末日までに監督部長あて報告するものとする。また、中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度改訂を行うものとする。</u> <u>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目や資料の追加等を妨げるものではない。</u></p> <p>0 - 4 - 2 行政報告</p> <p>(1)~ (11) (省 略)</p> <p>(12) 銀行法第24条に基づく報告徴求命令</p> <p>(13) <u>施行規則第35条第 1 項第17号及び第27号並びに「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成12年総理府令・大蔵省令第39号）第 5 条各号に係る届出の受理</u></p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>

現 行					改 正					
一般概要 （別紙1）					（別紙1） 年 月 日現在					
商号		住所	☎		商号	(株)	銀行	住所	☎	
沿革										
特色										
資産 内容	基準日	総与信（又は貸出金）			総資産					
	直近検査結果	. . .								
	直近審査結果	. . .								
	自己査定結果	年3月末								
業況		年3月期	年3月期	年3月期						
	自己資本									
	Tier									
	Tier									
	リスク・アセット									
	自己資本比率									
	有価証券含み損益									
	うち上場有価証券含み損益									
	土地含み損益									
	リスク管理債権									
	破綻先									
	延滞債権									
					1. 沿革 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>					
					2. 資本・役員構成の特色、業務上の提携関係等 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">資料：役員名簿（別紙1-2）、組織図</p>					
					3. その他最近3年間の経営上の重要事項 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">会計監査人の名称</div>					
					4. 決算に関する情報（別紙1-3）					
					5. 直近検査結果及び監督上の措置等 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>					
					6. 業務再構築に関する情報					

	3カ月以上延滞債権			
	貸出条件緩和債権			
	預金			
	貸出金			
	総資産			
	資本金			
	店舗数			
	役職員数			
特記事項				

(別紙1-2)

(省 略)

(新 規)

資料：管理会計等の整備の状況(別紙1-4)

7月末日までに提出を要する事項：1, 2, 3, 5, 別紙1-2, 組織図

(別紙1-2)

(省 略)

(別紙1-3)

(別 紙 参 照)

現 行	改 正																																
<p>（新 規）</p>	<p style="text-align: right;">（別紙 1 4）</p> <p>管理会計等の整備の状況</p> <p>与信業務部門（信用リスク）</p> <table border="1" data-bbox="1153 300 2002 663"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理会計</td> <td>粗利益・粗利益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経費・経費率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本コスト</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">リスク管理</td> <td>最大損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分資本</td> <td></td> </tr> </table> <p>市場業務部門（市場リスク）</p> <p>(1) トレーディング勘定</p> <table border="1" data-bbox="1153 743 2002 900"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">リスク管理</td> <td>V a R</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デルタポジション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分資本</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) バンキング勘定</p> <table border="1" data-bbox="1153 951 2002 1238"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">リスク管理</td> <td>V a R</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デルタポジション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マチュリティラダー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>等価ポジション （投資有価証券）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分資本</td> <td></td> </tr> </table>	管理会計	粗利益・粗利益率		経費・経費率		期待損失		資本コスト		リスク管理	最大損失		配分資本		リスク管理	V a R		デルタポジション		配分資本		リスク管理	V a R		デルタポジション		マチュリティラダー		等価ポジション （投資有価証券）		配分資本	
	管理会計		粗利益・粗利益率																														
			経費・経費率																														
			期待損失																														
		資本コスト																															
	リスク管理	最大損失																															
		配分資本																															
	リスク管理	V a R																															
		デルタポジション																															
		配分資本																															
リスク管理	V a R																																
	デルタポジション																																
	マチュリティラダー																																
	等価ポジション （投資有価証券）																																
	配分資本																																

事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正
<p>1．共通事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>1-2 検査終了後のフォローアップ</p> </div> <p>平成10年3月31日に金融検査部長より発出された「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）による新検査方式の導入に伴い、検査終了後のフォローアップを以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、相手銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を一カ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき求める。（別紙ひな型参照。）</p> <p>(2) 上記報告書については、報告された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングにあたっては、検査部検査班及び審査業務課とも密な連携を図るものとし、検査班の主任検査官若しくはこれに準ずる者及び検査結果通知書の審査を担当した課長補佐若しくはこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。</p> <p>(3) 検査結果又は法第24条に基づく報告書の内容等により、次回検査までの間定期的なフォローアップが必要であると認められる場合には追加的に法第24条に基づき報告を求め、また、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の健全性の確保に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求める。</p>	<p>1．共通事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>1-1 監督事務の進め方について</p> </div> <p>1-1-1 監督事務の年間サイクル 年間の監督事務は、別紙（12年6月1日現在のものであり、随時改訂あり。）を目途に行うものとする。 各時点の具体的な事務は、都度、監督部銀行担当課から示すものとする。</p> <p>1-1-2 検査との連携 金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>（検査着手前）</p> <p>(1) 検査着手にあたって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査部検査の場合には監督部銀行担当課）は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等（注）についての説明を行うものとする。</p> <p>（注）地域銀行については、以下の事項についての説明を行うものとする。 前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き （他行との提携、増資、経営陣の交替等） 直近決算の分析結果 オフサイト・モニタリングに関する分析結果 業務再構築ヒアリング、トップ面談の結果 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況 監督部局として検査で重視すべきと考える点 その他</p> <p>（検査結果通知後）</p> <p>(2) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき求めるものとする（別紙ひな型参照）。（財務局所管銀行について検査部検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。） なお、検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の改善策の中でも、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策（注）についても、あわせ報告を求めるものとする。 （注）例えば、信用リスクの場合には、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用等。</p> <p>(3) 検査結果通知後、上記(2)の報告書の提出を受ける前に、検査結果通知書の審査担当者等から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。（財務局所管銀行について検査部検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、原則として金融庁において、検査部審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。）</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正
<p>(4) なお、既に検査を終了し、検査結果通知書を交付している場合で、かつ、法第24条に基づく報告を求めている場合には、上記(1)に準じて報告を求めることとする。 また、示達書を交付している場合には、以下の場合を除き（特に必要と認められる場合はこの限りではない。）、上記(1)に準じて報告を求めることとする。 ・回答を要しない示達書を交付している場合。 ・回答を要する示達書を交付しており、かつ、当該示達書に基づく回答書を受理している場合（定期的な報告を要する示達にあっては、示達回答に加え、当該報告を1回以上受けている場合。）</p> <p>(5) 財務局所管金融機関について検査部検査が行われた場合においては、法第24条報告発出、受理及びフォローアップ等は原則として財務局にて行うこととする。 その際、財務局金融監督担当課は監督部担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査部との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。</p>	<p>(4) 上記(2)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングにあたっては、検査部局とも密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者（注）の出席を原則として確保するものとする。 （注）財務局所管銀行について検査部検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査部審査担当者の同席を求めるものとする。</p> <p>(5) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。</p> <p>(6) 財務局金融監督担当課は監督部銀行担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査部との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱金融機関関係）

現 行	改 正
<p>(別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">金 監 号 年 月 日</p> <p>株式会社 銀行 代表取締役頭取 殿</p> <p style="text-align: center;">金融監督庁長官</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>年 月 日を基準として、()等について)貴行を検査した結果を 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項につい て、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項に基づい き報告を求め、年 月 日()までに報告されたい。</p>	<p>(別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">〇〇 〇〇 年 月 日</p> <p>株式会社 銀行 代表取締役頭取 殿</p> <p style="text-align: center;">金 融 庁 長 官</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>〇〇 年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を〇〇 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項 について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策(注)について、銀行 法第24条第1項に基づき報告を求め、〇〇 年 月 日() までに報告されたい。</p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)</p> <p>(注)リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識する ための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>

現 行	改 正
<p>1. 共通事項</p> <p>1-1 早期是正措置の運用について</p> <p>普通銀行の経営の健全性を確保していくための新しい監督手法である早期是正措置については、「銀行法施行規則の一部を改正する省令」（平成9年大蔵省令第60号）において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については下記のとおりとする。</p> <p>1-1-1 命令発動の前提となる自己資本比率 <u>施行規則第21条の2第1項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>1-1-2 施行規則第21条の2第1項の表に基づく命令 (1) 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違 第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>(欠落による挿入)</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>(2) 第1区分に係る改善計画の内容 「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として3年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>ただし、<u>施行規則第21条の3第1項本文及び「銀行法施行規則の一部を改正する省令」（平成9年大蔵省令第60号）附則（以下「附則」という。）第2条第1項本文の規定により施行規則第21条の2第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満又は0%以上2%未満の場合は、当該改善計画の実行により自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を達成した後、原則として3年以内に4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</u></p> <p>(3) 第2区分に係る措置の内容 「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>ただし、<u>施行規則第21条の3第1項本文及び附則第2条第1項本文の規定により施行規則第21条の2第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が1%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に1%以上の水準を達成した後</u></p>	<p>1. 共通事項</p> <p>1-2 早期是正措置の運用について</p> <p>普通銀行の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、「<u>銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</u>」（平成12年総理府令・大蔵省令第39号。以下、1-2において、「<u>区分等を定める命令</u>」という。）において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については下記のとおりとする。</p> <p>1-2-1 命令発動の前提となる自己資本比率 <u>「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</u></p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>1-2-2 「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項の表の区分に基づく命令 (1) 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違 第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「<u>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</u>」は、自己資本比率が、<u>経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</u></p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>(2) 第1区分に係る改善計画の内容 「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として3年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>ただし、「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第1項の規定により「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満又は0%以上2%未満の場合は、当該改善計画の実行により自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を達成した後、原則として3年以内に4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>(3) 第2区分に係る措置の内容 「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>ただし、「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第1項の規定により「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が1%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に1%以上の水準を達成した後、原則として1</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>、原則として1年以内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>(4) 第2区分の2に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする。 ただし、<u>施行規則第21条の3第1項本文及び附則第2条第1項本文の規定により施行規則第21条の2第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を達成した後、原則として1年以内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</u> また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。</p> <p>(5) 改善までの期間 自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)から(4)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。 なお、銀行が「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第143号。以下「早期健全化法」という。）に基づき株式等の引き受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>1-1-3 施行規則第21条の3第1項に規定する合理性の判断基準 <u>施行規則第21条の3第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 自己資本比率が0%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に1%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(注) 具体的な資本増強計画等は、例えば、増資の場合は、出資先又は負債性資本調達先の意思が明確であることが必要である。(3)において同じ。)</p> <p>(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(4) 銀行が早期健全化法に基づき株式等の発行等に係る申込みを行う場合にあっては、上記(1)から(3)の資本増強計画等は同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p>	<p>年以内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>(4) 第2区分の2に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする。 ただし、「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第1項の規定により「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を達成した後、原則として1年以内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>(5) 改善までの期間 自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)から(4)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。 なお、銀行が「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第143号。以下「早期健全化法」という。）に基づき株式等の引き受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>1-2-3 「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第1項に規定する合理性の判断基準 「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自己資本比率が0%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に1%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(注) 具体的な資本増強計画等は、例えば、増資の場合は、出資先又は負債性資本調達先の意思が明確であることが必要である。(3)において同じ。)</p> <p>(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。</p> <p>(4) 銀行が早期健全化法に基づき株式等の発行等に係る申込みを行う場合にあっては、上記(1)から(3)の資本増強計画等は同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>1-1-4 附則第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p><u>附則第2条第1項の「施行前に、・・・自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、当該計画における自己資本比率は、平成9年7月大蔵省告示第189号により算出された自己資本比率（修正国内基準）とし、平成5年3月大蔵省告示第55号により算出された自己資本比率（現行国内基準）による計画を提出している銀行にあっては、平成10年3月31日までに修正国内基準に基づき計画を修正させた上、合理性を判断する必要がある。</u></p> <p><u>平成10年3月末の自己資本比率が0%未満の銀行の場合は、1-1-3(1)の規定によるものとする。</u></p> <p><u>平成10年3月末の自己資本比率が0%以上2%未満の銀行の場合は、1-1-3(2)の規定によるものとする。</u></p> <p><u>平成10年3月末の自己資本比率が2%以上4%未満の銀行の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として3年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画であること。</u></p> <p><u>(注) 平成10年3月31日までに、施行規則第21条の2第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる措置に係る計画を提出している銀行は、附則第2条第2項により、施行規則第21条の2第1項の表の第1区分に掲げる命令を受けた場合であっても新たに計画を提出する必要はなく、既に提出されている計画をもって命令に基づく計画に代える旨の書面を提出すれば足りる。</u></p> <p>1-1-5</p> <p><u>施行規則第21条の3第1項及び附則第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、自己資本比率が0%未満又は自己資本比率が0%以上2%未満の銀行にあっては、提出された計画が1年超の場合は、原則として1年後（附則第2条第1項の場合は、平成10年3月末から原則として1年後）に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</u></p> <p>1-1-6 計画の進捗状況の報告等</p> <p><u>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、施行規則第21条の3第1項本文及び付則第2条第1項本文の規定による命令を行った銀行にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 自己資本比率が0%未満の銀行</p> <p><u>施行規則第21条の2第1項の第1区分の命令による場合は、当該計画提出後（附則第2条第1項による場合は、平成10年3月から）、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p> <p><u>同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後（附則第2条第1項による計画の場合は、平成10年3月末から）、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p> <p><u>また、同項の第2区分の2の命令による場合は、当該計画提出後（附則第2条第1項による計画の場合は、平成10年3月末から）、原則として1年以内に自己資本比率が0%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>1-2-4 命令区分の根拠となる自己資本比率</p> <p><u>「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、自己資本比率が0%未満又は自己資本比率が0%以上2%未満の銀行にあっては、提出された計画が1年超の場合は、原則として1年後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</u></p> <p>1-2-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p><u>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定による命令を行った銀行にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 自己資本比率が0%未満の銀行</p> <p><u>「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p> <p><u>同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p> <p><u>また、同項の第2区分の2の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が0%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行 <u>施行規則第21条の2第1項の第1区分の命令による計画提出後（附則第2条第1項による場合は、平成10年3月から）</u>、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。 また、同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後（附則第2条第1項による計画の場合は、平成10年3月末から）、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</p> <p>(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行 <u>施行規則第21条の2第1項の第1区分の命令による計画提出後（附則第2条第1項による場合は、平成10年3月から）</u>、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</p> <p>1 - 1 - 7 施行規則第21条の3第2項に掲げる資産の評価基準 <u>施行規則第21条の3第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</u></p> <p>(1) 第1号「有価証券」 <u>施行規則第21条の3第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法に」より算出した価格とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</u> なお、算出にあたっては、以下の点に留意する。 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。</p> <p>(2) 第2号「動産不動産」 土地 鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。 建物及び動産 原則、帳簿価格とする。</p> <p>(3) 第3号「前三号に掲げる資産以外の資産」 金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、<u>施行規則第21条の3第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</u></p>	<p>(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行 <u>「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u> また、同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</p> <p>(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行 <u>「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。</u></p> <p>1 - 2 - 6 「区分等を定める命令」第2条第2項に掲げる資産の評価基準 <u>「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</u></p> <p>(1) 第1号「有価証券」 <u>「区分等を定める命令」第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法に」より算出した価格とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</u> なお、算出にあたっては、以下の点に留意する。 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。</p> <p>(2) 第2号「動産不動産」 土地 鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。 建物及び動産 原則、帳簿価格とする。</p> <p>(3) 第3号「前三号に掲げる資産以外の資産」 金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、<u>「区分等を定める命令」第2条第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。</u></p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>1-1-8 その他</p> <p>(1) 施行規則第21条の2、第21条の3及び附則第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) 自己資本比率が2%未満の銀行に対しては、原則として施行規則第21条の3第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、自己資本比率が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p>(4) なお、平成11年3月31日までの間は、弾力運用省令（「銀行に対する早期是正措置制度の弾力的な運用に関する省令」平成10年2月27日省令第13号）が適用となることに留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>	<p>1-2-7 その他</p> <p>(1) 「区分等を定める命令」第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) 自己資本比率が2%未満の銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、自己資本比率が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p data-bbox="114 197 524 248" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 - 3 自己資本比率の計算について</p> <p data-bbox="103 261 515 288">1 - 3 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p data-bbox="120 288 1122 392">施行規則第35条第1項第27号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="495 469 725 496" style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p data-bbox="103 572 667 600">1 - 3 - 5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> <p data-bbox="98 600 1126 730">施行規則第35条第1項第28号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる届出又は施行規則第35条第1項第29号若しくは第30号に規定する自己の株式の消却を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p data-bbox="495 780 725 807" style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>	<p data-bbox="1160 197 1570 248" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 - 3 自己資本比率の計算について</p> <p data-bbox="1149 261 1565 288">1 - 3 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p data-bbox="1167 288 2168 392">施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1536 469 1767 496" style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p data-bbox="1149 572 1713 600">1 - 3 - 5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> <p data-bbox="1144 600 2168 730">施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる届出又は施行規則第35条第1項第24号若しくは第25号に規定する自己の株式の消却を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1536 780 1767 807" style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>4．信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4 - 5 一般事項及び共通事項の準用</p> </div> <p>4 - 5 - 1 信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本事務ガイドラインのうち、一般事項の0 - 2、0 - 4 - 3及び0 - 5から0 - 7まで（0 - 4 - 2及び0 - 5 - 1(4)を除く。）、共通事項、別添1：参考様式及び別添2：連絡文書集を準用する。</p> <p>4 - 5 - 2</p> <p>(1) 1 - 1において、「銀行法施行規則の一部を改正する省令（平成9年大蔵省令第60号）」とあるのは「<u>信用金庫法施行規則の一部を改正する省令（平成9年大蔵省令第62号）</u>」と、「決算状況表」とあるのは「<u>決算速報</u>」と読み替える。</p> <p>(2) 1 - 3において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年3月大蔵省告示第55号。）」とあるのは「<u>信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年3月大蔵省告示第62号。）」と「<u>施行規則第35条第1項第27号</u>」とあるのは「<u>信用金庫施行規則第14条第1項第29号</u>」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>	<p>4．信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4 - 5 一般事項及び共通事項の準用</p> </div> <p>4 - 5 - 1 信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本事務ガイドラインのうち、一般事項の0 - 2、0 - 4 - 3及び0 - 5から0 - 7まで（0 - 5 - 1(4)を除く。）、共通事項（1 - 1 - 1を除く。）、別添1：参考様式及び別添2：連絡文書集を準用する。</p> <p>4 - 5 - 2</p> <p>(1) 1 - 2において、「<u>銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第39号）</u>」とあるのは「<u>信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第41号）</u>」と、「<u>決算状況表</u>」とあるのは「<u>決算速報</u>」と読み替える。</p> <p>(2) 1 - 3において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年3月大蔵省告示第55号。）」とあるのは「<u>信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年3月大蔵省告示第62号）</u>」と「<u>施行規則第35条第1項第22号</u>」とあるのは「<u>信用金庫施行規則第14条第1項第25号</u>」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>6．信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6 - 3 財務局の金融監督庁に対する報告事項等</p> <p>6 - 3 - 1 （略）</p> <p>6 - 3 - 2 早期是正措置 早期是正措置については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則のほか、本事務ガイドライン1 - 1を準用し運用することとなるが、これらの規定に基づき信用協同組合から財務局（財務事務所経由を含む。）に計画の提出等があった場合の事務処理は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の2第1項の表の第1区分の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画又は第2区分の第1号の自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p>(2) 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第13条の3第1項本文に規定する自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p>(3) 本事務ガイドライン1 - 1 - 6に規定する報告があったときは、その実行状況に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>6 - 5 - 1 信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般事項の0 - 2、0 - 4 - 3及び0 - 5から0 - 7まで（0 - 5 - 1（4）を除く。）共通事項（1 - 3 - 1、1 - 3 - 3（1）及び（2）、1 - 4 - 2（6）及び（7）、1 - 4 - 3（2）、及び並びに1 - 6 - 3を除く。）、別添1：参考様式集及び別添2：連絡文書集を準用する。</p> <p>6 - 5 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) 1 - 1において、「銀行法施行規則の一部を改正する省令（平成9年大蔵省令第60号）」とあるのは「協同組合における金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成9年大蔵省令第63号）」と「決算状況表」とあるのは「決算速報」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>	<p>6．信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6 - 3 財務局の金融庁に対する報告事項等</p> <p>6 - 3 - 1 （略）</p> <p>6 - 3 - 2 早期是正措置 早期是正措置については、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成12年総理府令・大蔵省令第42号、以下「信用組合等の区分等を定める命令」という。）のほか、本事務ガイドライン1 - 2を準用し運用することとなるが、これらの規定に基づき信用協同組合から財務局（財務事務所経由を含む。）に計画の提出等があった場合の事務処理は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「信用組合等の区分等を定める命令」第1条第1項の表の第1区分の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画又は第2区分の第1号の自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p>(2) 「信用組合等の区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、「信用組合等の区分等を定める命令」第1条第1項本文に規定する自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画の提出があったときは、計画の合理性に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p>(3) 本事務ガイドライン1 - 2 - 5に規定する報告があったときは、その実行状況に係る意見を付した上で速やかに監督部長に進達するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6 - 5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>6 - 5 - 1 信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般事項の0 - 2、0 - 4 - 3及び0 - 5から0 - 7まで（0 - 5 - 1（4）を除く。）共通事項（1 - 1 - 1、1 - 3 - 1、1 - 3 - 3（1）及び（2）、1 - 4 - 2（6）及び（7）、1 - 4 - 3（2）、及び並びに1 - 6 - 3を除く。）、別添1：参考様式集及び別添2：連絡文書集を準用する。</p> <p>6 - 5 - 2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) 1 - 2において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第39号）」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第42号）」と「決算状況表」とあるのは「決算速報」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>

事務ガイドラインの改正について（保証協会関係）

現 行	改 正
<p>保証協会関係</p> <div data-bbox="114 248 916 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 - 5 信用保証協会法第三十五条に基づく経営改善計画の策定に関する報告</div> <p>2 - 5 - 2 報告徴求に当たっての留意事項</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 報告期限は特段の事項がない限り原則60日以内とする。なお、報告期限を超過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（法第四十条、<u>3万円</u>以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>	<p>保証協会関係</p> <div data-bbox="1155 248 1957 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 - 5 信用保証協会法第三十五条に基づく経営改善計画の策定に関する報告</div> <p>2 - 5 - 2 報告徴求に当たっての留意事項</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 報告期限は特段の事項がない限り原則60日以内とする。なお、報告期限を超過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（法第四十条、<u>30万円</u>以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 中 略 ）</p>

決算に関する情報

(以下の項目は一例であり、各財務局の必要に応じて構成するものとする。)

(単位:億円、%)

<項目>		備 考
単 体	職員数(期末、人)	*有価証券報告書ベース(就業人員数:出向者は含まない。)
	店舗数(期末、店)	*有人の出張所を含む(無人の店舗外自動設備は含まない。)
貸 借 対 照 表 (期 末 残)	預金	
	貸出金	
	貸倒引当金	
	一般貸倒引当金	
	個別貸倒引当金	
	有価証券	
	国債等債券	*「国債」+「地方債」+「社債」
	株式	
	繰延税金資産	
	総資産合計	
	資本の部合計	
	資本金	
	資本準備金	
	利益準備金	
	剰余金	
	有価証券含み損益	*非上場有価証券を含む。
	リスク管理債権額	*「破綻先債権」+「延滞債権」+「3か月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」
金融再生法開示債権額	*「破産更生債権」+「危険債権」+「要管理債権」	
損 益 状 況	業務収益	
	資金運用収益	
	役務取引等収益	
	業務費用	
	資金調達費用	
	役務取引等費用	
	業務粗利益	
	営業経費	*「経費」+「退職金」
	経費	
	人件費	
	物件費	
	業務純益	
	一般貸倒引当金繰入額	
	国債等債券損益(5勘定戻)	*「国債等債券売却益」+「国債等債券償還益」-「国債等債券売却損」-「国債等債券償還損」-「国債等債券償却」
	その他	*「業務純益」+「一般貸倒引当金繰入額」-「国債等債券損益(5勘定戻)」
	経常利益	
	株式等損益(3勘定戻)	*「株式等売却益」-「株式等売却損」-「株式等償却」
特別損益		
法人税等調整額		
当期利益		
不良債権処理額	*一般貸倒引当金繰入額は含まない。	
諸 比 率	自己資本比率基準(BIS・国内)	*「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。
	自己資本比率	
	Tier1比率	*「Tier1」÷「リスクアセット」
	優先株寄与度	*「優先株式数×発行価格」÷「リスクアセット」
	繰延税金資産寄与度	*「繰延税金資産」÷「リスクアセット」
	Tier2比率	*「Tier2」÷「リスクアセット」
	負債性資本調達手段等寄与度	*「負債性資本調達手段等」÷「リスクアセット」
	有価証券含み益寄与度	*「有価証券含み益の45%相当額」÷「リスクアセット」(BIS基準行のみ)
	業純ROA	*「業務純益」÷「総資産平残」
	業純ROE	*「業務純益」÷「資本の部平残」
	OHR	*「営業経費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金繰入額」+「営業経費」)
	人件費OHR	*「人件費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金繰入額」+「営業経費」)
	物件費OHR	*「物件費」÷(「業務純益」+「一般貸倒引当金繰入額」+「営業経費」)
	職員1人当たり業務粗利益	*「業務粗利益」÷「職員数」(単位:百万円)
	1店舗当たり業務粗利益	*「業務粗利益」÷「店舗数」(単位:百万円)
	国内業部門	
	貸出金利回	
有価証券利回		
預金債券等原価		
預金利回		
預貸金利鞘		
総資金利鞘		
リスク管理債権比率	*「リスク管理債権額」÷「貸出金期末残」	
金融再生法開示債権比率	*「金融再生法開示債権」÷(「金融再生法開示債権」+「正常債権」)	
預貸率(平残)		
預証率(平残)		
株 式	1株当たり年間配当金(円)	*通期決算においては、1株当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。
	1株当たり株主資本(円)	*「(期末株主資本」-「期末発行済優先株式数」×「発行価額」)÷「期末発行済普通株式数」
連 結	資本の部合計	
	有価証券含み損益	*非上場有価証券を含む。
	経常利益	
	当期利益	
	自己資本比率	
	Tier1比率	*「Tier1」÷「リスクアセット」
リスク管理債権額	*「破綻先債権」+「延滞債権」+「3か月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」	
リスク管理債権比率	*「リスク管理債権額」÷「貸出金期末残」	

(注)Tier2の算出において、Tier1を限度に不算入部分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、「有価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。